

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	貸金業法施行令第1条の2第6号柱書きにおいて、「業として行う」という表現があるが、これはどのような場合が該当するのか。具体的な判断基準を示してほしい。	<p>貸金業法第2条第1項は、「「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（中略）で業として行うものをいう。」と規定しています。</p> <p>同法施行令第1条の2第6号柱書きの「業として行う」は、この同法第2条第1項の「業として行う」と同じく、反復継続し、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものを指します。</p>
2	貸金業法施行令第1条の2第6号において「次に掲げる会社等・・・に対してのみ貸付け・・・を業として行う他の会社等」が貸付けを行ったとしても貸金業に該当しないこととされており、「次に掲げる会社等」として、①同一の企業集団に属する会社等と、②合併会社が列挙されている。しかし、この規定だと、従業員貸付けを行う者（貸金業法第2条第1項第4号）や、物品の売買業者等であって、その取引に付随して貸付けを行う者（同項3号）が、グループ企業内でキャッシュマネジメントシステムを導入した場合、グループ企業や合併企業だけではなく従業員や取引先等への貸付けも行っていることから、文言上、貸金業法施行令第1条の2第6号の会社等に該当しないことになり、キャッシュマネジメントシステムを導入するためには貸金業登録が必要となってしまうようにも読める。従来貸金業規制の適用除外とされてきた貸付けと、今般新たに貸金業規制の適用除外とされることとなる貸付けとを併せて行おうとする者は、貸金業法第2条第1項と貸金業法施行令第1条の2に基づき、貸金業登録を受けないで、これらの貸付けを行うことができると解釈して問題ないか。	<p>御指摘のとおり、貸金業法第2条第1項第3号及び第4号に該当するものとして従来から貸金業の範囲から除かれてきた貸付けと、今般新たに貸金業の範囲から除かれることとなる貸付けとを同時に行おうとする会社等については、貸金業登録を受けずに、これらの貸付けのいずれも行うことができるようにすることが適当であると考えます。</p> <p>このような趣旨が、より明確になるよう、規定の文言を修正いたします。</p>
3	貸金業法施行令第1条の2第6号	貸金業者（貸金業法第3条第1項に

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>は、「次に掲げる会社等」に対して【のみ】貸付けを業として行う他の会社等」について貸金業から除外されるものであって、例えば、（上記以外の貸付けを行っている）貸金業者が、貸金業法施行令第1条の2第6号イ又は口の要件を満たす「会社等」（グループ会社）向けの貸付けを行っている場合であっても、当該会社等向け貸付けについて貸金業者の各種行為規制（貸金業法第12条の2乃至第24条の6等）を免除するものではないとの理解でよいか。</p>	<p>基づく登録を受けた者）である会社等が行う貸付けは、貸金業法施行令第1条の2第6号イ又は口に掲げる他の会社等に対する貸付けであっても、貸金業法上の貸金業者に対する各種行為規制が課されることとなります。</p> <p>なお、同号イ又は口に掲げる他の会社等に対してのみ貸付けを行う貸金業者である会社等が、同条の改正規定の施行後、廃業又は登録不更新により貸金業登録を抹消した後、これらの他の会社等に対してのみ引き続き貸付けを行う場合については、その限りにおいて貸金業者としての行為規制の適用除外となることとなります。</p>
4	<p>貸金業の登録を受けている株式会社が、自己の属する企業集団に属する他の株式会社への貸付けをする場合は、施行令第1条の2第6号イの適用により、貸金業に該当しないという理解でよいか。貸金業の登録を受けている場合には上記規定が適用されないとすれば、登録を受けている業務方法にある貸付けの相手方と上記貸付けの相手方とは必ずしも一致しない場合があるため、上記規定の適用を受ける実益はある上、資金需要者等の利益を損なうおそれがない点で貸金業の登録を受けていない場合と異なることはないため、上記規定の適用を受けられるよう修正すべきと考える。</p>	
5	<p>（1）貸金業の登録を受けた者が貸金業法施行令第1条の2第6号に定める「次に掲げる会社等」に該当する会社等に対する貸付け（以下「子会社等への貸付け」という。）を行う場合、当該子会社等への貸付けには、貸金業法が適用されるか。</p> <p>（2）上記（1）は、当該貸金業の登録を受けた者が、子会社等への貸付けのみを業として行う貸金業者である場合と、子会社等への貸付けに加えて他の貸付けも業として行う貸金業者である場合とでは異なるか。</p>	
6	<p>貸し手となる企業が、貸金業法施行</p>	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>令案第1条の2第6号の要件を満たす会社等（「適格企業」）のみでなく、適格企業以外の企業にも貸付けを行う場合、（1）適格企業のグループへの貸付けと、（2）それ以外の企業への貸付けが、貸付けの目的・条件、貸し手企業における与信管理等の観点から合理的に区分可能な場合は、（貸し手企業が貸金業登録を行う前提で）（2）の貸付けは貸金業法の規制を受けるが、（1）の貸付けは同法の適用を受けない（貸付時の書面交付が不要となるなど）と理解してよいか。</p>	
7	<p>貸付実行時点においては、貸金業法施行令案第1条の2第6号イ又はロの要件を満たす者のみに対する貸付けを行っており、貸金業に該当しないものとして扱っていたものの、貸付実行後に、貸付実行時点では予定されていなかった資本関係の変更等の事情により、貸付先の一部が同号イ又はロの要件を充足しなくなった場合に、当該貸付けについて、（1）当該要件を充足しなくなった時点の当該貸付けの既存貸付条件に従って当該貸付先より返済を受け、回収を行うこと、及び（2）当該貸付先との合意により貸付条件（返済期限、金利、担保等）の変更に応じることは、いずれも貸金業には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>貸金業法施行令第1条の2第6号の要件を満たす貸付けに該当するかどうかは、貸付実行時に判断すべきものであり、貸付実行時に要件を満たしていたならば、仮に貸付期間中に要件を満たさなくなったとしても、当該貸付けについては貸金業規制を適用することとはならないと考えられます。</p> <p>他方、適用除外の要件を欠くこととなった後に行われる新たな貸付けについては、貸金業規制の適用を受けることになると考えられます。</p> <p>なお、貸付期間中に適用除外の要件を満たさなくなった後に貸付条件の変更がなされた場合については、個別具体的な事情に照らし、更改（民法第513条）に当たる場合など、新たな貸付けに当たると認められない限り、当該貸付条件変更後の貸付けは、引き続き貸金業規制の適用除外となりうるものと考えられます。</p>
8	<p>貸金業法施行令案第1条の2第6号により、同号イ又はロに掲げる会社等に対してのみ貸付けを業として行った場合において、貸付けが完済される前（貸付期間中）に、借入人との間の関係が同号イ又はロの要件を満たさなくなった場合であっても、当該貸付けがその時点で貸金業に該当することはない（期限前返済をさせる必要はない）という理解でよいか。</p> <p>さらに、例えば、事後的に借入人との間の関係が同号イ又はロの要件を満たさなくなった場合において、貸金業</p>	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>登録を受けずに以下の行為をすることは可能か。</p> <p>①既存の金銭消費貸借契約の期間を延長すること（返済期限の猶予、返済期限の変更）</p> <p>②既存の金銭消費貸借契約が満期を迎えるにあたり、同一の条件で更新すること</p> <p>③それまでに締結されていた基本契約に基づき、追加の個別貸付けを行うこと</p> <p>④それまでに締結された契約が極度貸契約であった場合に、当該極度額の枠内で借入人が借入れを行うのを容認すること（③とは異なり、基本契約上、枠内である限り原則として貸付人に拒否権はない）</p>	
9	<p>産業の新陳代謝を促進するためにグループ会社の再編を行うことが想定される。実際、グループ会社を売却した際、金融機関等から融資を得られるまでに時間を有する場合がある。かかる状況に対処するため、売却元の親会社からの貸付けについては一定期間に限り規制の適用除外とするよう柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>貸付実行時に貸金業法施行令第1条の2第6号の要件を満たしていない場合、当該貸付けは、貸金業規制の適用を受けることとなります。</p>
10	<p>今回の改正案においては、B社（株主は、A氏（個人）のみ。）がC社（株主はA氏（個人）のみ。B社の株主と同一人物。）に対して行う貸付けについては、それが業として行われる限り、貸金業法が適用されるように見受けられるが、このような理解でよいか。</p> <p>中小の事業者においては、間に法人が介在しない企業グループが形成される場合が多々あり、このようなグループにおける兄弟会社間の貸付けに貸金業法が適用されてしまうことは、円滑な資金調達を阻害し、中小企業における経済活動に著しい支障が生じるものと考えられる。また、このような貸付けを許容したとしても、資金需要者の保護に支障が生じるとは到底思われな</p>	<p>貸金業法施行令第1条の2第6号イは、会社等が同一の企業グループに属する他の会社等に対して行う貸付けを貸金業の範囲から除くものですが、この場合の企業グループは、親会社等と実質支配力基準に基づく子会社等で構成されるグループとされているところです。</p> <p>挙げられた例において、個人であるA氏が、B社及びC社の株式を100%保有している場合については、B社及びC社は、同号イに規定する同一の企業グループに属することにはならないため、B社及びC社間の貸付けは、「業として行う」場合には、貸金業規制の適用を受けることになると考えられます。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>い。</p> <p>したがって、上記の事例のような貸付けについても貸金業法の規制対象から除外するべく改正してほしい。</p>	
11	<p>「貸付け」は、貸金業法第2条第1項本文の定義によると金銭の貸借の媒介を含むものとされているが、貸金業法施行令第1条の2第6号にいう「貸付け」にも金銭の貸借の媒介を含むと理解してよいか。</p>	<p>貸金業法施行令における「貸付け」の定義は、同令第1条において、「貸金業法第2条第1項（中略）に規定する（中略）貸付け（中略）をいう。」と規定されているため、貴見のとおりです。</p>
12	<p>「貸付け」には金銭の貸借の媒介も含まれると理解しているが（貸金業法第2条第1項）、A社がB社とC社の間の金銭の貸借の媒介をする場合、A、B、Cのうちの全ての会社が同一グループに属していることは必要か。</p> <p>個別具体的な事例ごとの判断が必要と思われるが、例えば、A社（B社の親会社）が専らB社の便宜のために、グループ外の金融機関C社からの借入について、B社のために交渉等を行う場合、A社に貸金業登録は不要（グループ関係はA社とB社の間にだけあれば足りる）と理解してよいか。</p>	<p>貸金業法上、「貸付け」には、金銭の貸付けの他に金銭の貸借の媒介が含まれます。挙げられた例において、貸付主体（C社）が金融機関であるとの前提に立てば、貸借の媒介を行う会社（A社）と借り手（B社）が貸金業法施行令第1条の2第6号イに規定する同一の企業グループに属している場合には、他に特段の事情がない限り、A社は貸金業の登録を要しないものと考えられます。</p>
13	<p>いわゆる実質支配力基準に基づく「子会社等」の範囲を定めた貸金業法施行規則案第1条第3項の規定は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第8条第4項に準じた内容であるが、同財務諸表等規則第8条第4項に従って子会社として扱っている会社は、貸金業法施行規則案上の「子会社等」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>貸金業法施行規則第1条第3項に規定する「子会社等」には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第4項第3号に準ずる会社等（具体的には、自己が所有する議決権の割合が40%未満であるが、自己及び自己と緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者等が所有する議決権の合計割合が50%を超え、かつ、他の財務上・事業上の関係からみて、自己が会社の方針決定を支配している会社等）は含まれません。</p>
14	<p>貸金業法施行規則案第1条第4項は、（1）親会社等と単独又は複数の子会社等が一体となって他の会社等を支配している場合、（2）単独の子会社等で他の会社等を支配している場合、（3）複数の子会社等が一体となって</p>	<p>今般の改正は、企業グループ内での資金管理の利便性向上を図るため、同一の企業グループに属する会社等の間で行われる貸付けを貸金業規制の適用除外とするものです。企業グループ内には、子会社等の子会社等（孫会社等）</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>他の会社等を支配している場合に、当該他の会社等を、親会社等の子会社等とみなす旨の規定であると読める（みなし規定）ところ、同条第3項第1号、第2号の「自己」には、括弧書きにおいてその子会社等も含むとされており、これにより上記（1）（2）（3）の場合の当該他の会社等は、親会社等の子会社等となると考えられる。同条第4項のみなし規定により、同条第3項のみ規定されている場合との違いが生ずるかどうか（すなわち、同条第4項独自の場合は何か）につき教えてほしい。</p>	<p>も含まれうることから、貸金業法施行規則第1条第4項の規定を設けることにより、例えば、親会社等の子会社等が孫会社等の議決権の40%以上を保有している等の要件を満たせば、当該親会社等が孫会社等に対して行う貸付けについても貸金業規制の適用除外となるよう明確に規定したものです。</p>
15	<p>貸金業法施行規則案第1条第3項第1号において、自己の計算で所有する議決権に子会社及び子法人等所有の議決権を含めているが、子会社については「会社法第2条第3号に規定する子会社」と規定しているため、会社法施行規則第3条第3項第3号の会社（以下「3号子会社」という。）が所有する議決権も自己の計算で所有する議決権に含まれるようにも読める。（なお、後ろの括弧書きで「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」に限定しているが、この規定は子法人等だけに係るものと理解している。）</p> <p>仮に上記のように、自己の計算で所有する議決権に3号子会社が所有する議決権が含まれるとすると、例えば、B社がA社（会社）の3号子会社であり、C社がB社の100%子会社であるときに、B社はA社の集団に属さないが、C社はA社の集団に属することになる。</p> <p>規制の事前評価書等からすると、自己の計算で所有する議決権に3号子会社の所有する議決権は含めない（よって、上記の例でいうと、B社もC社もA社の集団に含まれない）のが改正の趣旨であると理解しているが、貸金業法施行規則案第1条第3項第1号もそ</p>	<p>御意見を踏まえ、貸金業法施行規則第1条第3項第1号に定める「自己（自己の子会社等を含む。）の計算で所有する議決権」に会社法施行規則第3条第3項第3号に準ずる子会社の所有する議決権が含まれないようにするため、規定の文言を修正いたします。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	の前提で解釈するということでよいか。	
16	貸金業法施行規則案第1条第3項第2号二の「自己が行う融資の額」には、今まさに行おうとしている融資は含まれるか。	貸金業法施行規則第1条第3項第2号二の「自己が行う融資」は、会社等が既に行っている融資をいうものと考えられます。
17	特別目的会社についての特則（会社法施行規則第4条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第7項参照）がないことから、特別目的会社も原則として会社等の集団に含まれるという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
18	<p>今般の改正案は、親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成されるグループ会社（親子・兄弟会社等）間で行われる貸付けについて、一定の議決権保有（40％）等の要件の下に、貸金業規制の適用除外とするものであるが、実質支配力基準の規定については、会社法（会社法第2条第3号、会社法施行規則第3条第1項及び第3項）や財務諸表規則（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項及び第4項）における子会社の定義において用いられている概念を用いている。</p> <p>しかしながら、このような概念で実質支配力基準を定めることになると、親会社が外国会社である場合において、親会社が本邦の会社の場合には生じないような支障を生じることが想定される。具体的には、外国の企業グループにおいて資金管理システム（キャッシュマネジメントシステム）を導入し、外国会社の本邦子会社とその兄弟会社との間で貸付けを行うケースにおいて、貸付けの当事者となるグループ会社が当該外国会社（親会社）の採用する会計基準において子会社に該当する場合であっても、議決権保有割合が40％以上50％以下の場合には、会社法や財務諸表規則における実質支配力基準の概念を用いて子会社該当性の判断</p>	<p>貸金業法施行規則第1条第3項第2号では、親会社等が子会社等の議決権の40％以上50％以下を保有し、かつ、財務及び事業の方針の決定を支配している場合には、当該子会社等は同号の子会社等に該当することとしています。この場合に、財務及び事業の方針の決定を支配しているか否かを判断する基準として、同号イから二の他、ホとして「その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること」を規定しており、御指摘のような子会社についても、これに該当すれば、貸金業法施行令第1条の2第6号イに規定する子会社等となるものと考えられます。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>をすることが求められることになる。</p> <p>このような場合、かかる外国企業グループがキャッシュマネジメントシステムを継続的に運用していくためには、本邦の実質支配力基準による子会社の要件を充足し続けるためのグループ管理体制を構築しなければならず、相応の負担がかかることが想定されるため、キャッシュマネジメントシステム導入の妨げとなることが懸念される。</p> <p>そこで、議決権保有割合が40%以上50%以下の場合（貸金業法施行規則案第1条第3項第2号）には、「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」として、イ～ホが列挙されているが、指定国際会計基準又は親会社の本国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行において子会社として取り扱われている場合も認められるよう、追加してほしい。</p>	
19	<p>貸金業法施行令第1条の2第6号口の「当該会社等の経営を共同して支配している場合」とは具体的にどのような意味を想定しているのかについて、その条文上明らかではないことから教えてほしい。</p>	<p>御指摘の「当該他の会社等の経営を共同して支配している場合」については、会社計算規則第2条第4項第4号及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第6項第4号に該当する場合を想定しています。より具体的には、企業結合に関する会計基準において、当該他の会社等について共同支配が行われているとされる場合（合併会社の共同出資者が複数の独立した企業から構成され、かつ、共同支配となる契約を締結している場合等）がこれに該当すると考えます。</p>
20	<p>当社は、貸金業登録がないため、50%超出資の子会社に限り貸付けを行っている。</p> <p>当社の関係会社には、出資関係が</p> <p>（1）当社50%：A社50%の出資比率で実質支配基準により当社の連結子会社</p> <p>（2）当社33%、その他出資5社（5社中最大出資18%）の関連会社（出資規</p>	<p>挙げられた例のうち、（1）の連結子会社に対する貸付けについては、貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げる他の会社等への貸付けに当たるものとして、貴見のとおり、貸金業規制の適用除外となります。</p> <p>（2）については、御指摘の会社（貴社）及びその他の共同出資会社が当該関連会社の経営を共同して支配してお</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>制により、1/3以上の出資が不可)があるが、当社からの貸付けが出来ない状態である。</p> <p>この度の見直し案では、</p> <p>「1. 親会社と実質支配力基準に基づく子会社（会社法施行規則第3条第3項第3号子会社（以下「3号子会社」という。）を除く。）で構成される「会社グループ」に属する会社間（親子・兄弟会社等の間）で行われる貸付け」</p> <p>「2. 合併事業における株主から合併会社への貸付けのうち、「全ての株主の同意」に基づくものであり、かつ、貸付けを行う会社が合併会社の「議決権の20%以上」を保有している場合の貸付け」を貸金業規制の適用除外とする、とあり、</p> <p>（1）の子会社については上記1.、（2）の関連会社については上記2.により貸金業規制の適用除外となり、当社からの貸付けが可能になると理解してよいか。</p>	<p>り、かつ貴社が貸付けを行うことについて他の全ての共同出資会社の同意がある限りにおいて、貸金業法施行令第1条の2第6号口に掲げる他の会社等への貸付けに当たるものとして、貸金業規制の適用除外となるものと考えられます。</p>
21	<p>貸金業法施行規則案第1条第1項において必要とされる総株主又は総出資者の同意は、当該貸付け対象となる会社等（ジョイントベンチャー企業）の株主又は出資者のうち、貸付けを行わない者から、貸付けを行う者に対する同意でよいか。</p>	<p>貸金業法施行令第1条の2第6号口に掲げる他の会社等への貸付けが貸金業規制の適用除外となるための要件である「総株主又は総出資者の同意」は、共同出資者のうち貸付けを行わない者からの同意だけではなく、貸付けを行う他の共同出資者を含む共同出資者全員の同意があることが必要です。なお、この際、貸付け対象となる会社等の同意は必要ありません。</p>
22	<p>貸金業法施行規則案第1条第1項の同意は、金銭の貸付けを行うことについての同意でよく、具体的な貸付金額、貸付の回数その他の貸付条件の詳細についての同意は不要ということによいか。</p>	<p>貸金業法施行令第1条の2第6号口に掲げる他の会社等への貸付けが貸金業規制の適用除外となるためには、当該他の会社等の総株主又は総出資者の同意に基づくものであることを要件としています。</p>
23	<p>貸金業法施行規則案第1条第1項の同意について、貸付けの金額についての同意が必要である場合には、極度額について同意があればよいか。</p>	<p>具体的には、貸付けを行う都度、個別に総株主又は総出資者の同意を得る場合のほか、当該貸付けが総株主又は総出資者の共同の意思に基づき実行されるものである旨を規定する条項が株</p>
24	<p>貸金業法施行規則案第1条第1項の</p>	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>同意は、いわゆる株主間契約書中において、一定の手続き（例えば、貸し手となる株主から他の株主への通知）を経て一定の株主がジョイントベンチャー企業に対する貸付けを行うことができる旨の記載があることをもって同項の同意と考えてよいか。</p>	<p>主間契約等にあらかじめ盛り込まれている場合には、当該貸付けは「総株主又は総出資者の同意に基づくもの」に該当するものと考えられます。</p> <p>その際に必要となる同意内容については、基本的には、貸付けを行うこと自体についての同意があれば足り、必ずしも貸付条件の詳細をあらかじめ全て取り決めることまでは要しないと考えられますが、当該貸付けが、あくまで、総株主又は総出資の共同の意思に基づき実行されることが前提となります。</p>
25	<p>貸金業法施行規則案第1条第1項に定める「同号口に掲げる会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の総株主又は総出資者の同意に基づくもの」とは、個々の貸付実行について総株主又は総出資者の同意を得る場合のみならず、当該会社等の総株主・総出資者間で締結する株主間契約、出資者間契約、ジョイントベンチャー契約、組合契約等の契約（以下「株主間契約等」という）において、当該会社等に資金需要が生じた場合における当該会社等の株主・出資者から当該会社等に対する貸付実行に関する基本条件（資金需要総額に対する各株主の貸付比率等）が定められ、当該基本条件に従って貸付けが実行される場合は、「総株主又は総出資者の同意に基づくもの」に該当するとの理解でよいか。</p> <p>また、この場合に、株主間契約等においては、資金需要総額に対する各株主・出資者の貸付比率のみが定められ、金利水準等の他の条件はその時の経済環境等に従い貸付実行時点で決定されるとされるような場合も、「総株主又は総出資者の同意に基づくもの」に該当するとの理解でよいか。</p>	
26	<p>合併会社から株主に対する貸付けも、当該株主が一定比率以上の議決権を保有しており、かつ全株主の同意が得られているなど、一定の要件を満たす場合には、貸金業規制の適用除外とすべきである。</p>	<p>今回、貸金業法施行令第1条の2第6号口の規定を設けた趣旨は、合併会社が行う事業のための資金調達円滑化を目的として、株主（共同出資者）から合併会社への貸付けを一定の要件を満たす場合に限り貸金業規制の適用除外とするものであり、こうした趣</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>旨に鑑みると、合併会社から共同出資者への貸付けを貸金業規制の適用除外とすることは適当ではないと考えられます。</p>
27	<p>合併事業における共同出資者から合併会社への貸付けについて、企業グループ内における円滑な資金管理等の観点から、共同出資者が直接貸付けを行うのではなく、共同出資者と同一グループ内にある別の会社が合併会社に対し貸付けを行う必要があり得る。資金需要者の保護の観点からは、同一グループ内の会社である限り、貸付人がどの会社であっても不利益が生じるものではないのであるから、共同出資者と同一グループ内にある別の会社による合併会社への貸付けについても貸金業規制の適用除外としてほしい。</p>	<p>合併会社と、その共同出資者と同一の企業グループに属する当該共同出資者以外の会社との間の関係は、①貸金業法施行令第1条の2第6号イに規定する同一の企業グループに属する会社等相互間の関係や、②同号ロに規定する共同出資者と合併会社との間の関係と同視しうる関係にはないことから、御指摘のような貸付けを貸金業規制の適用除外とすることは適当ではないと考えられます。</p>
28	<p>合併会社の株主から合併会社への貸付けのみを適用除外としているが、当該株主の100%子会社（いわゆる金融子会社）からの貸付けもグループ会社間の貸付けの一環として適用除外としてほしい。事業会社のなかには、グループ資金を円滑に管理するため、金融子会社を設立している場合が存在する。「全ての株主の同意」を得た100%子会社からの貸付けは規制の適用除外とするなど柔軟な対応をお願いしたい。</p>	
29	<p>A社はB社の100%子会社である中、以下の3つの組合について、当該組合がA社に貸付けを行うことを予定している。</p> <p>①C任意組合（A社は1%出資かつ業務執行組合員。B社は99%出資かつ組合員。）</p> <p>②D匿名組合（A社は1%出資かつ営業者。B社は99%出資かつ匿名組合員。）</p> <p>③E投資事業有限責任組合（A社は1%出資かつ無限責任組合員。B社は99%出資かつ有限責任組合員。）</p> <p>この場合、A社はその出資比率にか</p>	<p>挙げられた例において、C、D、Eの各組合がA社又はB社のいずれかからみて貸金業法施行令第1条の2第6号イに規定する「子会社等」に当たる場合には、これらの組合がA社に対して行う貸付けについては、貸金業規制の適用除外となるものと考えられます。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>かわらず各組合の業務執行権限を有しているため、貸金業法施行令第1条の2第6号イに基づきA社の子会社等に該当し、貸金業法の適用は受けないと考えてよいか。</p> <p>また、C任意組合の場合、組合の運営に係る重要事項の決定について、組合員の同意を必須とする建付けとすることがあるが、その場合も同様と考えてよいか。</p>	
30	<p>貸金業法施行令第1条の2第6号イに基づきA社の子会社等に該当し、貸金業法の適用は受けないと考えてよいか。</p> <p>また、C任意組合の場合、組合の運営に係る重要事項の決定について、組合員の同意を必須とする建付けとすることがあるが、その場合も同様と考えてよいか。</p>	<p>今般の改正は、企業グループ内の資金管理の利便性向上の観点から、①親会社等と実質支配力基準に基づく子会社等で構成される同一の企業グループに属する会社等の間で行われる貸付け、及び、②合併事業における共同出資者から合併会社等への貸付けについて、一定の議決権保有等の要件の下に、貸金業規制の適用除外とするものです。なお、貸金業法施行令第1条の2第6号の「会社等」は「会社、組合その他これらに準ずる事業体（中略）をいう。」と規定しており、民法上の組合もこれに含まれております。</p>
31	<p>今般の改正により、これまで貸金業法の解釈により制約を受けていた企業集団内の貸付け及び合併会社における株主からの貸付けが許容されることが明らかとなるものであり、実務上のニーズに非常に合致したものと考えられる。当該改正により、日本企業はキャッシュマネジメントシステムを含む柔軟な資金管理を行うことが可能となり、これにより国際競争力の強化、ひいては日本経済の活性化を促進することができるものと考えられることから、今回の規制改革に賛同の意を表明する。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
32	<p>当社はもとより、グループ連結子会社のみには貸付けをしておらず、貸金業登録の必要性について疑問をもっていた。</p> <p>本改正案が施行されれば、貸金業務</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>取扱主任者の設置、講習への参加、業務報告・事業報告書提出等、各種貸金業法に対応した事務負担の軽減に加え、登録更新や紛争解決業務に関する負担金支払などのコストの削減につながるが見込まれる。</p> <p>上記理由により、今回の改正案に賛成の立場である。</p>	
33	<p>長年にわたり要望していた内容を反映した動きであり、事業会社の財務活動にとって良い方向の動きであると認識している。一方、諸外国において、事業会社間の金銭貸借に関する規制はあまり存在しないと理解しており、会社法第2条で定義される「大会社」が親会社となる資本関係を有する会社間においては、全般的な適用除外を要望する。ステップバイステップの見直しの第一歩とするにしても関連会社までを「会社グループ」として、当該会社間で行われる貸付けは適用除外としてほしい。</p>	<p>今般の改正は、親会社等と実質支配力基準に基づく子会社等で構成される同一の企業グループに属する会社等間の貸付けであれば、資金需要者等の利益保護の観点から支障がないと認められることから、貸金業規制の適用除外とすることとしたものです。</p>
34	<p>グローバル競争に打ち勝つため、他者と組むケースが益々増えている。50：50の合弁、特別決議を排除できる出資（33.4%）、持分法適用を目指す出資（20%）等。</p> <p>過去に貸金業登録がないために資金貸付けをできなかったケースがあり、他の手段を取らざるを得なかった。株主の合弁会社への貸付けは貸金業の規制の趣旨とは関連せず、政令の改正を強く望む。なお、更に言えば、株主から合弁会社への貸付けの要件が20%以上の出資としているが、合弁会社が15%の出資で持分法適用になる場合もあり、ハードルを15%まで下げれば、と要望する。</p>	<p>今般の改正は、合併事業における共同出資者から合併会社への貸付けが、全ての共同出資者の同意に基づくものであり、かつ、貸付けを行う会社が合併会社の議決権の20%以上を保有している場合であれば、資金需要者等の利益保護の観点から支障がないと認められることから、貸金業規制の適用除外とすることとしたものです。</p>
35	<p>「全ての株主の同意」を得ているのであれば、議決権が20%未満の株主からの貸付けも規制の適用除外としてほしい。合併会社への貸付けにおいては、当該株主が議決権比率に応じて貸付け</p>	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>る場合が存在する。20%未満の株主からの貸付けをすべて除外するのは難しいと判断された場合においても、全ての株主が議決権比率に応じて貸付ける場合に限っては、20%未満の株主であっても規制の適用除外としてほしい。</p>	
36	<p>本邦企業の海外拠点を含めた企業グループ全体としての最適な資金管理（キャッシュマネジメント）システムを構築するためには、租税条約の改正を含めた総合的な取り組みが必要である。各国との包括的な関税引き下げ協議が続く中、本邦企業によるさらなる生産拠点のグローバル化が見込まれる。かかる環境下、各国金融規制によって引き起こされるグループ資金の目詰まりが、バリューチェーンの障害及び本邦企業の国際競争力低下に繋がらぬよう省庁間の横断的な取り組みを期待する。具体的には、海外子会社とのグループ会社間の金銭貸借に関わる利子の源泉徴収を免除するよう租税条約改正に向けた他省庁への働きかけを期待する。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
37	<p>貸金業法施行規則案第1条第3項第2号に関して、第2号の冒頭「他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合」と記載している。</p> <p>これに対し次に掲げる要件のイ（1）で「自己の計算において所有している議決権の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること」となっている。「第3項第2号」と「第3項第2号イ（1）」の定義は矛盾しているのではないか。</p>	<p>貸金業法施行規則第1条第3項第2号イは「他の会社等の議決権の総数に対する次に掲げる議決権の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。」と規定した上で、「次に掲げる議決権」として、①自己の計算において所有している議決権に加え、②自己と緊密関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者等が所有している議決権を列挙していることから、矛盾はないと考えます。</p>